

毎週火、金曜日発行（日休日と当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正

## 規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月

鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（給料）

第二条 知事は、職員に対し別表第一の給料表により給料を支給するものとする。

2. 前項の給料表を職員に適用する場合における職務の等級の区分については、別表第二の職務の等級分類基準によるものとする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

附則別表第二

技能労務職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	附則	
	1 等 級	2 等 級
1	400	300
2	420	310
3	450	320
4	480	330
5	510	330
6	550	340
7	580	360
8	630	380
9	670	400
10	720	420
11	770	480
12	810	480
13	860	510
14	910	550
15	960	580
16	1,000	630
17	1,060	670
18	1,110	720
19	1,170	770
20	1,220	810
21	1,280	860
22	1,340	910
23	1,410	960

1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、附則第四項、第五項及び第六項の改正規定は、昭和三十四年十月一日から適用する。

附則第四項中「附則第二項前段」を「附則第二項」に、「四級地である場合にあつては四、三級地である場合にあつては三、二級地である場合にあつては二、一級地である場合にあつては一を乗じて得た額とする。」を「四級地である場合にあつては三、三級地である場合にあつては二、二級地である場合にあつては一を乗じて得た額とする。」に改める。

ては二、二級地である場合にあつては一を乗じて得た額とする。」に改める。  
附則第五項を削り、附則第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第五項とする。  
附則別表第二を次のように改める。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	8,200	1 2	5,600	1 2
2	9,020	1 2	5,810	1 2
3	9,850	1 2	6,120	1 2
4	10,680	1 2	6,530	1 2
5	11,210	1 2	6,830	1 2
6	11,950	1 2	7,040	1 2
7	12,680	1 2	7,360	1 2
8	13,530	1 2	7,780	1 2
9	14,470	1 2	8,200	1 2
10	15,420	1 2	9,020	1 2
11	16,370	1 2	9,850	1 2
12	17,310	1 2	10,680	1 2
13	18,260	1 2	11,210	1 2
14	19,210	1 2	11,950	1 2
15	20,260	1 2	12,680	1 2
16	21,300	1 2	13,530	1 2
17	22,460	1 2	14,470	1 2
18	23,710	1 2	15,420	1 2
19	24,970	1 2	16,370	1 2
20	26,220	1 5	17,310	1 5
21	27,480	2 1	18,260	2 1
22	28,840	2 4	19,210	2 4
23	30,310		20,260	

別表第二 職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職
一 等 級	車庫長、守衛長、副守衛長、交換室長、技工長、用務主任
二 等 級	運転手、守衛、交換手、技工、常農夫、業手、道路手、汽缶士、調理士、炊事夫、看護助手、用務員、自動車整備士、寮母

(給料の切替及びこれに伴う措置)

- 2 昭和三十四年四月一日(以下「切替日」という。)において切り替える職員の給料月額、切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの規則の附則別表第一の切替表に掲げる新給料月額とする。
  - 3 この規則の規定により給料月額が切り替えられた職員の当該切替後における最初の昇給期間については、改正後の規則の別表第一の給料表に定める昇給期間をこの規則の附則別表第一の切替表に定める月数だけ加減するものとする。
  - 4 切替日における切替前の給料月額が切替日の前日における給料月額と同額である職員にかかる切替後における最初の昇給期間の計算については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間を切替後の給料月額を受ける期間に通算する。
  - 5 前三項に規定するもののほか、切替に関し必要な事項は、別に知事が定める。
- (昭和三十四年九月三十日までの間の給料月額)

6 改正後の規則の別表第一の給料表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同給料表の給料月額欄に掲げる額は、この規則の附則別表第二に定めるところにより読み替えるものとする。

(経過規定)

- 7 この規則施行の際現に給与条別表第一行政職給料表の四等級又は五等級の適用を受けている車庫長、守衛長、副守衛長、交換室長、技工長、用務主任、運転手、守衛、用務員及び自動車整備士の職にある者に対する給料表の適用については、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者が当該給料表の適用を受けるにいたるまでの間については、この限りでない。
- 8 この規則の施行前に改正前の規則の規定に基づいて昭和三十四年四月一日以降この規則の施行の日の前日までの期間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

- 9 職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
  - 第二条第二号中「(七)守衛長(八)副守衛長(九)久松閣管理者」を「(七)久松閣管理者」に、同条第三号中「(三十二)車庫長(三十三)自動車整備士(三十四)科長(三十五)特別研究員」を「(三十二)科長(三十三)特別研究員」に改める。
  - 第三条第一項中「(十四)調理士(十五)木炭検査員(十六)営農指導員(十七)機関士(十八)航海士(十九)通信士(二十)用務主任(二十一)交換室長(二十二)技工長(二十三)タイピスト主任(二十四)准看護婦(二十五)汽缶士(二十六)水夫」を「(十四)木炭検査員(十五)営農指導員(十六)機関長(十七)航海士(十八)通信士(十九)タイピスト主任(二十)准看護婦(二十一)水夫」に、同条第二項中「(一)守衛(二)運転手(三)交換手(四)技工(五)常農夫(六)業手(七)道路手(八)炊事夫(九)

看護助手(十)用務員」を「(一)車庫長(二)守衛長(三)副守衛長(四)交換室長(五)技工長(六)用務主任(七)自動車整備士(八)汽缶士(九)調理士(十)運転手(十一)守衛(十二)交換手(十三)技工(十四)常農夫(十五)業手(十六)道路手(十七)炊事夫(十八)看護助手(十九)用務員(二十)寮母」に改める。

10 この規則施行の際現に単純な労務に従事している吏員については、改正後の職員の職の設置に関する規則第二条及び第三条第二項の規定にかかわらず、引き続き同規則第三条第二項に規定する職に充てることができ。

附則別表第二

附則別表第一

技能労務職給料表の給料月額欄に掲げる額の読替表

切 替 表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	旧給料月額	新給料月額	期 間
円	円	円	円	月
5,600	5,300	5,600	5,600	
5,810	5,500	5,700	5,810	6
6,120	5,800	5,810	5,810	
6,530	6,200	5,910	6,120	6
6,830	6,500	6,020	6,120	
7,040	6,700	6,120	6,530	6
7,360	7,000	6,230	6,530	
7,780	7,400	6,330	7,040	
8,200	7,800	6,540	7,040	
9,020	8,600	6,850	7,360	3
9,850	9,400	7,170	7,780	6
10,680	10,200	7,480	8,200	9
11,210	10,700	7,800	8,200	
11,950	11,400	8,210	9,020	
12,680	12,100	8,630	9,850	6
13,530	12,900	9,160	9,850	3
14,470	13,800	9,680	10,680	
15,420	14,700	10,200	10,680	△ 9
16,370	15,600	10,830	11,950	6
17,310	16,500	11,460	11,950	
18,260	17,400	12,090	12,680	△ 3
19,210	18,300	12,720	13,530	
20,260	19,300	13,350	14,470	3
21,300	20,300	13,970	14,470	△ 6
22,460	21,400	14,600	15,420	
23,710	22,600	15,230	16,370	3
24,970	23,800	15,860	16,370	△ 3
26,220	25,000	16,490	17,310	
27,480	26,200	17,110	18,260	9
28,840	27,500	17,740	18,260	△ 3
30,310	28,900	18,370	19,210	6
		19,000	19,210	3
		19,630	20,260	12
		20,260	20,260	△ 9
		20,880	21,310	△ 3

備考 この表の△印は、昇給期間の減を示す。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印 発

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 二 丁 目  
鳥 取 市 栗 谷 町 鳥 取 県

印

刷

所 鳥